



(22) 条件付一般競争入札の公告について

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び周防大島町財務規則（平成 16 年規則第 47 号）第 110 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 5 年 4 月 27 日

周防大島町長 藤 本 浄 孝



1 入札に付する事項

次に掲げる工事の請負

- (1) 工事名 令和 5 年度 周防大島町防災行政無線（同報系）再整備工事
- (2) 工事場所 山口県大島郡周防大島町地内
- (3) 工 期 契約締結日の翌日から令和 6 年 3 月 28 日まで
- (4) 工事概要

親局設備 一式

遠隔制御設備 一式（大島庁舎は副操作卓となる）

中継局設備 一式（60MH z 親局無線装置は除く）

再送信子局設備 一式（60MH z 中継局無線装置は除く）

多重無線設備 1 区間（A R I B 申請のみ）

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けているの者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (3) 周防大島町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名基準等に関する要綱（平成 16 年周防大島町告示第 86 号）の規定による指名建設業者等名簿に登録されていること。
- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）の規定による電気通信工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (5) 当該公告の日から本工事の開札の日までに、周防大島町建設工事等の請負契約に係る指

名停止措置要領（平成 16 年周防大島町告示第 88 号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(6) 公告の日において、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険（これらの保険のうち、適用を除外されているものを除く。）に加入していること。

(7) 本工事発注に係る公告日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査の電気通信工事に係る総合評定値が 1000 点以上であること。

(8) 平成 25 年 4 月 1 日から当該公告の日までの間に、中国総合通信局管内において元請負人又は共同企業体の構成員（出資比率 20%以上のものに限る。）として、公共工事（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 1 に掲げる公共法人が発注したものを含む。）で、デジタル防災行政無線（同報系）整備工事（最終請負金額が 2 億円以上である工事）を施工した実績を有していること。

(9) 次の基準を満たす監理技術者を、本工事の現場に専任で配置できること。

なお、監理技術者は、現場代理人及び主任技術者を兼務できるものとする。

ア 法第 26 条に規定する電気通信工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けている監理技術者で、公告日以前 3 箇月以上前から雇用関係がある者

イ 過去に同種工事の配置実績を有していること。

ウ 電波法施行令（平成 13 年政令第 245 号）第 2 条第 3 項に規定する第一級陸上特殊無線技士以上の無線従事者資格を有すること。

(10) 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 24 条の 2 第 1 項による点検事業者の登録を受けていること。

(11) 市町村デジタル同報通信システム（ARIB STD-T86）機器を自社にて製造していること。  
また、その施工が行えること。

### 3 予定価格に関する事項

#### (1) 予定価格

事後公表

#### (2) 入札書比較価格（予定価格の 110 分の 100）

事後公表

#### (3) 最低制限価格の設定

無（低入札価格調査対象工事）

### 4 入札参加申請に関する事項

この公告の入札に参加を希望する者は、2 に掲げる入札参加資格を有することを確認できる資料として、次のとおり入札参加資格確認資料等を提出すること。提出方法は後述の 8 か

ら10までに掲げる方法によること。

- (1) 条件付一般競争入札参加申請書（様式1）
- (2) 同種・同規模工事等の施工実績調書（様式2）
- (3) 配置予定技術者の資格・工事等経験調書（様式3）
- (4) 総合評定値通知書の写し（直近のもの）
- (5) 建設業許可通知書の写し
- (6) 監理技術者が監理技術者講習を受講した者であることを証する書面の写し
- (7) その他（2の（10）、（11）の要件が確認できる資料）

## 5 入札の方法

周防大島町郵便入札実施要綱（平成18年告示第14号）の規定による郵便入札とする。

## 6 入札参加資格審査及び落札者の決定方法

周防大島町条件付一般競争入札実施要領（平成21年4月10日制定）、及び周防大島町条件付一般競争入札心得（郵便入札・事後審査）（平成21年4月10日制定）の規定による。

入札参加資格の確認は開札後に行う。

## 7 設計図書等の配信

本工事に係る設計書、工事図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）の配信は、次のとおり行う。

- (1) 配信期間 令和5年4月27日から令和5年5月30日まで
- (2) 配信方法 設計図書等は、周防大島町ホームページから本工事の添付ファイルをダウンロードすること。

【添付場所】 新着情報・2023年お知らせ → 周防大島町防災行政無線（同報系）再整備工事に係る条件付一般競争入札の公告について

### (3) 設計図書等に関する質疑

設計図書等に関する質疑がある場合には、令和5年5月18日午後5時までに質問文書を持参又は郵送により提出すること。質問文書は周防大島町ホームページから「内容質問書」をダウンロードし、必要事項を記入して提出すること。

### (4) 設計図書等に関する質疑に対する回答

回答文書は、周防大島町ホームページ内の「設計図書等の質疑に対する回答」にて配信する。なお、最終更新は令和5年5月23日とする。

URL <https://www.town.suo-oshima.lg.jp/keiyakukanri/sitsugikaito.html>

## 8 提出書類

- (1) 入札書

入札書記載金額に当該金額の100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 積算内訳書

7の(2)で配信した積算内訳書に入札書記載金額の内訳金額を記入すること。

(3) 入札参加資格確認資料等

4の(1)から(7)に掲げる書類

9 提出方法

入札書、積算内訳書を内封筒に、入札参加資格審査資料を外封筒の中に入れ、一般書留、簡易書留、又は特定記録郵便のいずれかの方法により郵送すること。なお、入札書等の提出に必要な経費は入札参加者の負担とし、提出された資料は返却しない。

宛先 〒742-2199 山口県大島郡周防大島町大字小松 193-2 大島郵便局留  
周防大島町役場 総務部財務課 契約監理班 宛て

10 入札書等到着期限 令和5年5月29日までに大島郵便局に必着のこと。

11 開札

(1) 開札日時 令和5年5月30日 午前10時00分

(2) 開札の場所 周防大島町大島文化センター2階 研修室1・2  
(周防大島町大字小松 138番地1)

(3) 開札の立会い及び傍聴

本入札に参加した者で、開札の立会いを希望する者（1参加者当たり1名とさせていただきます。）は、開札時間の5分前までに、開札会場に委任状を持参して参集してください。

立会いを希望する者が2人に満たない場合には、本入札事務に関係のない町職員が立会います。

また、開札の傍聴は開札会場へ入室できます。

(4) 入札の回数 入札の回数は1回とします。

12 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除する。

契約保証金は契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、国債の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、工事履行保証契約又は町を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保

証金の納付を免除する。

13 支払条件

前払金、部分払は周防大島町工事執行規則（平成16年周防大島町規則第149号）第42条及び第45条の規定による。

14 本契約の成立

本工事の契約は、周防大島町議会の議決を要するため、落札決定後仮契約を締結し、当該議決を経た後に本契約を締結する。

15 問い合わせ先

周防大島町総務部財務課 契約監理班（電話 0820-74-1009）